

諮問番号：令和元年度諮問第1号

答申番号：令和元年度答申第1号

答 申 書

令和 2年 3月 2日

吾妻広域町村圏振興整備組合行政不服審査会

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和元年度の村民税・県民税の課税処分は不当・不合理であるので処分の取消しを求める。

課税となる土地に建っている「ログハウス」は「雑種地」上に存在する年間の特定の短期間のみ滞在するための「別荘」であって、「宅地」上に存在する年間を通じて居住用に供される「住宅」として利用はしていない。嬭恋村に「居住」していないので「住民」ではない。「住民」でない者に対して「住民税」を課税するのは不当・不合理である。

年間の特定の短期間のみ「滞在」する他県他市の住民に対して、年間を通じて嬭恋村に居住する村民と同額の村民税の均等割を課税するのは、公平性を欠き不当である。

審査請求人は、大和市に居住しているので大和市に対して住民税を支払っている。土地及び建物の所有に関しては嬭恋村に、固定資産税を支払っているのに、「固定資産の所有」を理由にした村民税の均等割を課税することは、嬭恋村の「固定資産税」及び大和市の「住民税の均等割」に対して二重課税である。

住民税の課税の根拠として、行政サービスの提供を挙げているが、ゴミ収集処理など、すべて個々に対応をされていて嬭恋村に実質的な負担はない。公道の維持管理、消防や警察等にかかる費用の負担分は別荘所有者の固定資産税の範囲内で賄うべきものである。

2 処分庁の主張

市町村民税の納税義務者等を定める、地方税法第294条第1項第2号の規定、「市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者」に該当するので課税をしている。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求については、行政不服審査法第45条第2項により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

市町村民税の納税義務者は地方税法で定められており、今回の処分庁が発行した、令和元

年度の村民税に関しては、地方税法の規定に基づいて適正に課税されていると判断し、審査請求人による審査請求は、棄却されるべきとして意見する。

第4 審査庁の意見

原処分（令和元年度の村民税・県民税の課税処分）維持が適当であると考ええる。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和2年1月6日 諮問書受理

令和2年2月3日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 審理手続について

本件審査請求について、審理員は適正な審理手続を行ったものと認められる。

2 審査会の判断について

(1) 審査請求人に対し賦課された令和元年度村民税・県民税について、市町村民税の納税義務者等を定める、地方税法第294条第1項第2号「市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者に対しては均等割額によって課する」と規定しており、違法又は不当な点は認められなかった。

(2) 審査請求人は、地方税法第294条1項2号は市町村民税の納税義務者を規定したものであり、各町村がこれらの者を必ず課税しなければならないと規定したものではないことや、又、地方税法第294条1項2号の規定は憲法14条1項の「法の下での平等」に反する疑いがあり、このような不合理で曖昧な規定は廃止或いは改正されるべきである等の主張をしているが、当審査会は個々の行政処分の違法性及び不当性を審議する機関であり、法令や条例そのものの不当性について審議する機関ではないため、行政不服審査法における審査の対象外である。

(3) 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

吾妻広域町村圏振興整備組合行政不服審査会

委員 小林 寛

委員 干川 博志

委員 武藤 賢一